# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出日】 2020年8月17日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 イリソ電子工業株式会社

【英訳名】 IRISO ELECTRONICS CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 由木 幾夫

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8

【電話番号】 045 - 478 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 宮内 敏彦

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8

【電話番号】 045 - 478 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 宮内 敏彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年8月6日に提出いたしました第55期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)四半期報告書に添付しております「独立監査人の四半期レビュー報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

2020年8月6日付 独立監査人の四半期レビュー報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

(中略)

(訂正前)

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイリソ電子工業株式会社の2020年4月1日から2020年6月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イリソ電子工業株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

(中略)

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

(中略)

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に 準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が 認められないかどうかを評価する。

監査人は、<u>監査役及び監査役会</u>に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、<u>監査役及び監査役会</u>に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(訂正後)

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイリソ電子工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期<u>連結</u>財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期<u>連結</u>財務諸表の作成基準に準拠して、イリソ電子工業株式会社<u>及び連結子会社</u>の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期<u>連結</u>累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期<u>連結</u>財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社<u>及び連結子会社</u>から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

(中略)

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

(中略)

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期<u>連結</u>財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期<u>連結</u>財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期<u>連結</u>財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期<u>連結</u>財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期<u>連結</u>財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期<u>連結</u>財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期<u>連結</u>財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期<u>連結</u>財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期<u>連結</u>財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、<u>監査等委員会</u>に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、<u>監査等委員会</u>に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講

EDINET提出書類 イリソ電子工業株式会社(E02009) 訂正四半期報告書

じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社<u>及び連結子会社</u>と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。